

令和2年度

仕 様 書

業務名 発寒清掃工場焼却灰等運搬業務

札幌市環境局環境事業部
発 寒 清 掃 工 場

業 務 仕 様 書

| | |
|---------------|--|
| 業 務 名 | 発寒清掃工場焼却灰等運搬業務 |
| 業務対象施設 及 び | 積 込 現 場：発寒清掃工場（札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1 番 1 号） |
| 履 行 場 所 | 積み下ろし現場：山口処理場（第 3 山口：札幌市手稲区手稲山口 381 ほか） |
| 履 行 期 間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで |
| 施 設 概 要 | 発寒清掃工場：焼却処理能力 300 t / 炉・日× 2 炉 山口処理場：一般廃棄物最終処分場 |
| 業 務 内 容 | 発寒清掃工場から排出される焼却灰等を埋立処分とするため、安全かつ速やかに山口処理場まで運搬を行う。 |

1 一般事項

- (1) この業務は、契約書、本業務仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の平成 30 年版の「第 1 編第 1 章総則」を準用して履行するものとする。ただし、「施設管理担当者」については、「担当職員」と置き換える。
- (2) 業務履行上の委託者との協議や書類提出等は、原則として本市が指定する担当職員経由で行うものとする。
- (3) 業務履行に当たっては、環境負荷の低減に努めること。
- (4) この業務履行に必要な光熱水費は共通仕様書 1.2.3 (a) によるが、その量は最低限とし、節約に努めること。

2 業務仕様及び条件

- (1) 本業務での運搬物の性状は次のとおりである。
 - ア 焼却灰：含水率 25%～35%程度
 - イ 飛 灰：含水率 20%～30%程度
- (2) 年間焼却灰等計画運搬量は次のとおりの合計 16,600 t 程度であるが、発寒清掃工場（以下「工場」という）の稼働状況により変動する。
 - ア 焼却灰：12,950 t 程度

イ 飛 灰： 3,650 t 程度

(3) 受託者は次の一日の最大排出量及び工場内貯留量を勘案し、協議の上、工場の稼動に影響を与えないよう、速やかに搬出するものとする。

ア 最大排出量：焼却灰等 230 t 程度

イ 工場内貯留量：600 m³

(4) 業務時間は、8時30分から17時までとする。

(5) 業務可能時間及び期間は次のとおりとするが、事故等これによれない場合は協議の上、履行するものとする。

ア 年始、工場整備期間の48日間、土曜日、日曜日を除いた日とする（なお、年始期間中のうち1日間は業務日とする）。

イ 整備期間の日程及び年始期間中の業務日については別途通知する。

ウ 積込開始時刻は、8時30分以降とする。

エ 山口処理場の最終搬入時刻は、16時とする。

(6) 運搬車両の仕様は次のとおりとする。

ア 諸元

(ア) 車種 10t ダンプ

(イ) 荷台

a タイプ 船底一方開

b 内寸法 L5,100×W2,200×H900(mm)程度

(ウ) 車両全高 3,800mm 以下

(エ) 車輪幅 3,000mm 以下

(オ) ホイールベース 7,500mm 以下

(カ) 最大積載量 9,000kg 程度

(キ) 車両総重量 20,000kg 以下

イ 装備

(ア) 飛散防止設備

運搬物の飛散防止を図るため、天蓋装置付とし、天蓋は電動式または油圧式で開閉できること。

(イ) 漏洩対策装備

荷台はゴムパッキンなどにより、水分等の漏洩対策を行うこと。

ウ その他

(ア) 道路運送法の適用を受けられること。

(イ) 1年を通して最大車両台数3台以上用意できること。

(7) 業務履行に当たっては業務責任者を定め、共通仕様書によるほか、次の業務を行わせること。

ア 業務履行に当たっては、業務担当者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨、目的等を周知すること。

- イ 「道路交通法 第 74 条の 3」に基づく「安全運転管理者」に「貨物自動車運送事業法第 18 条」に基づく「運行管理者」に準じた業務を行わせ、その状況を管理すること。
- ウ 使用車両に有効な免許を所持している者に運転業務を行わせること。また、「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒、薬物の使用、睡眠、休息の状況及び体調等について十分な管理を行うとともに、運転免許が失効中の者が本業務に携わることがないようにすること。
- (8) 焼却灰等の積み込み場所は工場焼却灰等搬出ステージ（別紙 1 参照）、積み下ろし場所は山口処理場（以下「処理場」という）とし、次のとおりとする。
- ア 積み込み作業については工場側で行う。運転手は搬出ステージの指定された停止位置に停車し、灰クレーン運転員からの積み込み完了指示（ブザー鳴動）を受けて搬出を行うこと。
- イ 灰の積み込み作業後の搬出ステージの床清掃、積荷の均し作業等については、受託者側で行うこと。
- ウ 灰の積み出し場での作業は、ダイオキシン第一管理区域内のため、暴露防止用の粉じんマスク等保護具を着用すること。また、清掃時も同様とする。
- 廃棄物焼却炉施設における労働者のダイオキシン類暴露防止対策について怠らないこと。
- エ 搬出するに当たっては、荷崩れや漏水等のおそれが無いことを確認するとともに、それらが確認された場合は、対策を講じてから搬出を行うこと。
- オ 工場から搬出する前に、工場内計量所にて運搬車両の車両総重量を確認すること。また、その際に ID カード（運搬車両ごとに貸与する磁気カードで、施設名称、運搬物の種別、車両番号、積載前の車両総重量などのデータを記録したもの）を使用して積載量の計量を行ない、積載量が適法であることを確認し、「計算書兼領収書」を受領すること。
- カ 運搬経路については、道路交通法等による規制を遵守した合理的な経路とし、私道、スクールゾーン及び幅員が狭いなど、本業務のダンプトラックの通行に適さないと認められる道路については通行を禁止する。なお、原則的に使用する経路については、事前に承認を得ること。
- キ 運搬するに当たっては、タイヤに付着した泥等で道路等を汚損しないように注意すること。
- ク 積み下ろし作業については、処理場職員の指示を遵守し、指定された場所にダンプすることにより下ろすこと。積み下ろしに当たっては積載物を完全に降ろし、荷台を元の走行可能状態に戻したことを確認すること。
- ケ 本業務委託期間中に他工事等が輻輳し、通常の搬出入業務に支障となる場合は、一部工場構内の運搬経路を変更する場合がある。（支障期間は別途指示する）
- (9) 前号の搬送においては、飛散、落下等の事故のないよう事前点検を忘れぬこと。
- (10) 業務履行中の事故、災害等が生じた場合には、被害拡大の抑制に努めるとともに関連機関への連絡を行い、その後速やかに状況及び経過の報告を行うこと。
- (11) 本業務に当たり、工場の施設及び機器に見合った車両を使用すること。

3 受託者の経費負担範囲

本業務履行に必要な以下の一切の経費

- (1) 雇用に係るもの。
- (2) 車両及び油脂等に係るもの。
- (3) 業務の実施に必要な事務用品等に係るもの。
- (4) その他会社の維持等に係るもの。

4 提出書類

業務履行に当たっては、次の書類を適時速やかに提出すること。

- (1) 契約締結後（1週間以内）
 - 使用車両計画書 1部
(車両検査証の写し、荷台の形状寸法等)
 - (2) 業務着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 業務責任者等指定通知書
 - ウ 業務責任者等経歴書
 - エ 使用車両の車両検査証等の写し
 - オ 業務責任者等の雇用関係を証明できる書類
(保険証の写し等)
 - カ 運搬経路図 1部
- (3) 業務期間中
 - ア 計算書兼領収書 1部 (速やかに)
 - イ 業務完了届 2部 (翌月初め)
 - ウ 運搬実績報告書 1部 (翌月初め)
 - エ 既提出書類の変更届 当初提出部数 (速やかに)
- (4) その他
その他業務期間中に本市が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

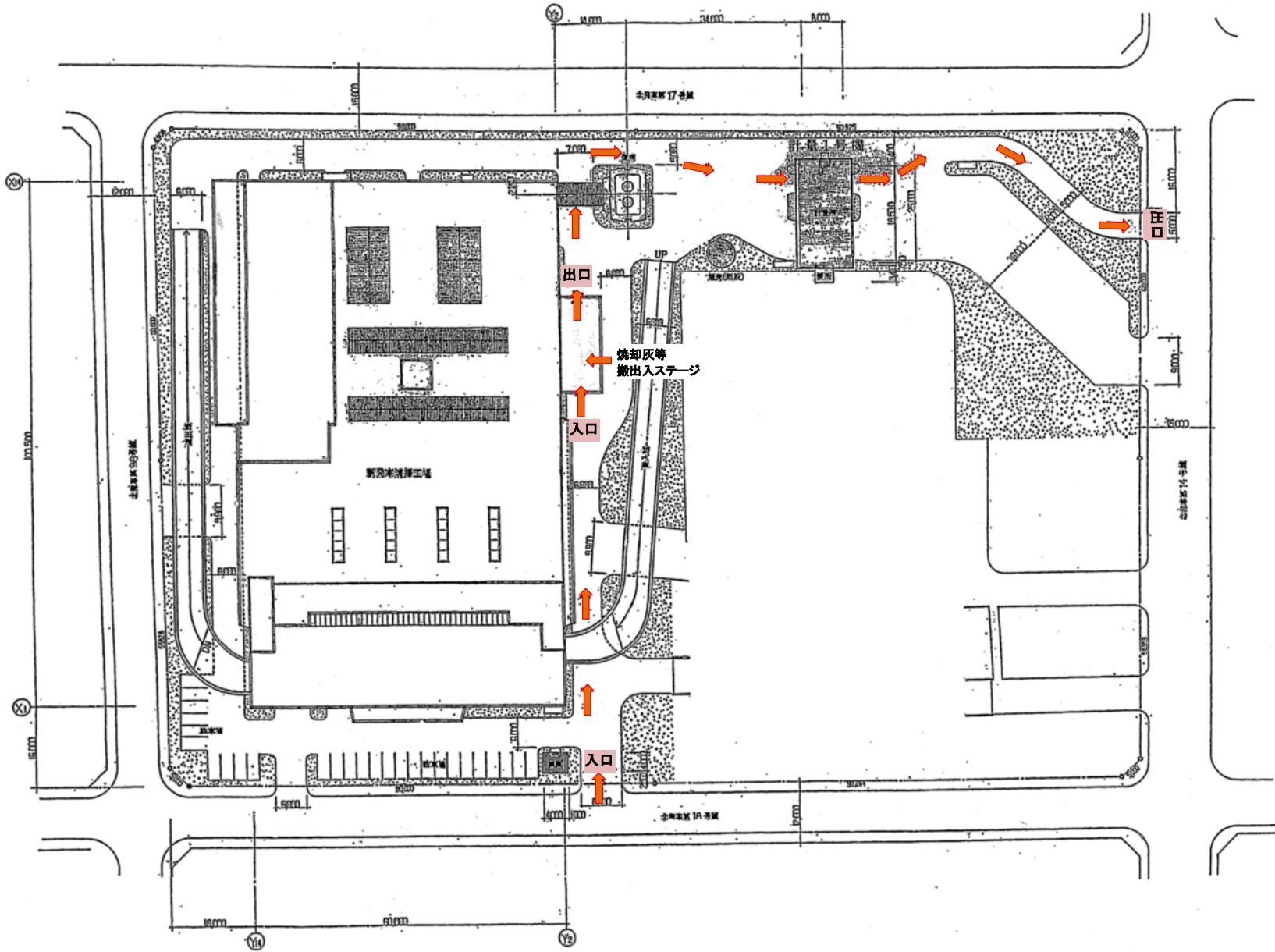
5 その他

(1) 環境負荷低減

業務履行に当たっては「1一般事項(3)」の環境負荷低減のため、及び札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、業務履行について次の事項を遵守すること。

- ア 環境に負荷の少ない車両の使用
- イ 環境に負荷の少ない運転
 - (ア) 急発進、急加速、空ふかしの禁止

- (イ) タイヤの適正な空気圧及び経済速度の励行
 - (ウ) 不要な積載物の抑制
- (2) アイドリングストップの励行による燃料消費の抑制
- ア 自動車を離れる場合のエンジンの停止
 - イ 長時間の駐停車時のエンジンの停止
 - ウ 必要以上の暖気運転、冷暖房のためのアイドリングの抑制
- (3) 喫煙は、車両内を含む敷地内全てにおいて禁止する。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合、及び本仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定する。



発寒清掃工場焼却灰等搬出ステージ見取図